

商品概要説明書
スーパー定期貯金<単利型>
(相続特別定期貯金「ゆずり葉」)

(2022年4月1日現在)

| | |
|---|---|
| 商品名 | 相続特別定期貯金「ゆずり葉」 |
| 販売期間 | 2022年4月1日～2023年3月31日 |
| ご利用いただける方 | 以下の条件を満たす方 ・個人 ・金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後1年以内に、その相続により取得した資金を原資とします。 |
| 預入期間 | ・定型方式 1年、3年、5年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)のみ |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・一括預入 ・100万円以上、相続により取得した金額の範囲内 ・1円単位 |
| 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 | ・下記の金利を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ①預入期間1年 預入時店頭表示金利+0.10% ②預入期間3年 預入時店頭表示金利+0.10% ③預入期間5年 預入時店頭表示金利+0.10% ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口でお問い合わせ下さい。 |
| 必要書類等 | 他金融機関で相続手続きをされた方は以下の書類が必要となります。 ①本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ②お届け印 ③お預入れいただく方が相続人であることが確認できる書類 (例)・戸籍謄本の写し ・遺言書の写し ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し など ④金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 (例)・被相続人名義の解約済み通帳や計算書の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し など ⑤お預入れ資金が相続により取得した資金であることが確認できる書類 (例)・被相続人名義の解約済み通帳や計算書とその解約金を入金した口座の通帳の写し ・遺言書(金融機関名と金額の記載)の写し ・遺産分割協議書(金融機関名と金額の記載)の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し など |
| 手数料 | — |
| 付加できる特約事項 | ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れられます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.75%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | ・満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ③ 1年以上3年未満 約定利率×70% (2) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 |

| | |
|------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上4年未満 約定利率×90% <p>(3) 約定した預入期間が5年の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年6ヶ月未満 約定利率×10% ③ 1年6ヶ月以上3年未満 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 約定利率×40% ⑤ 4年以上5年未満 約定利率×60% <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p> |
| 貯金保険制度 (公的制度) | <p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p> |
| 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0595-24-5111代）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※</p> <p>※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p> |
| その他参考となる 事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・店頭窓口のみのお取扱いとなります。 ・ATMでのお預入れは対象外となります。 ・本商品は当JA本支店のうちいずれか1店舗のみの契約となります。 ・相続完了後1年以内で、相続により取得した金額の範囲内であれば、何回（何口）でもご契約できます。 ・本商品の満期金や中途解約金で再度お預入れいただくことはできません。 ・相続人名義の既契約定期貯金を合算して契約できません。 ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱中止」をすることがあります。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAいがふるさと